

### 第3回 新潟県（電子）地方最低賃金専門部会

日 時：令和3年10月26日（火）

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 新潟労働基準監督署会議室

（事務局）

ただいまから第3回新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、本専門部会は成立しております。

それでは、以降の議事進行を部会長よろしく申し上げます。

（部会長）

ありがとうございました。それでは、さっそくですが、前回から継続審議となっております、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額の改正について、これを議題として審議を行います。

前回の審議では、労働者側からは35円引き上げるべきだというご主張が、使用者側からは12円の引上げで決定すべきだというご主張がなされ、結論には至りませんでした。改めて金額について検討くださるよう双方にお願いしてまいりましたが、この際、会議を休憩としまして、個別折衝でその辺りについてお聞きしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、会議を休憩とします。

（個別折衝）

（部会長）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今回、この特定最低賃金につきましては、労働者側は35円引き上げるべきだというご主張、そして使用者側は12円引き上げるべきだというご主張がなされ、個別折衝の中で労働者側は29円の引上げを、使用者側は20円の引上げをご主張されましたが、最終的にまとまらないところではございました。ただ、その後、労使双方、立場は立場でご主張されたと

ころではありますが、何とか全会一致でまとめたいということで、個別折衝で交渉を続けたところ、部会長としては、今年度の金額は、26 円引き上げて、936 円と改定すべきであるというものを部会長として提案したいと思います。委員の皆さんにおかれましては、ぜひ賛同願えればと思っております。

それでは、さっそくではありますが、採決を行いたいと思います。金額につきましては、26 円引き上げて 936 円と改定するというご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」と認めます。よって、全会一致をもちまして、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金につきましては、26 円引き上げて 936 円とすることに決定いたします。

それでは、引き続きまして、発効日について審議いたしますので、事務局で説明をお願いします。

(事務局)

発効日に関しては、本日、10 月 26 日答申ということで、異議の申し出の締切りが 11 月 10 日、官報の持ち込みが 11 月 15 日、官報公示がその 10 日後の 11 月 25 日、そして効力発効が最短で 12 月 25 日(土)ということになります。これについては、第 1 回目の資料 No.12 に書いてありますので、最短で 12 月 25 日ということになります。

(部会長)

ありがとうございました。発効日につきましては、法定発効と指定日発効という二つの方法がございます。部会長としては、一日も早く発効する法定発効を提案したいと思います。法定発効の場合、今説明がありましたとおり、異議申し立てがなければということが大前提ですけれども、本日であれば 12 月 25 日に発効するという予定になります。以上を踏まえまして、本年度も法定発効ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

これにつきましても、異議がない全会一致で議決いたしました。発効日は、法定どおりといたします。

そして、最低賃金審議会におきまして、本年度、専門部会において全会一致で決議した場合は、その決議を新潟地方最低賃金審議会の決議とする旨議決されております。今、ここで議決しましたとおり、電子部品等の最低賃金につきましては、発効日も含め全会一致で議決されましたので、これが新潟地方最低賃金審議会の決議ということになります。

それでは、専門部会報告と、今お話しした答申について、これから行いたいと思いますので、準備をお願いします。準備の間、休憩といたします。

( 休 憩 )

( 部会長 )

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、坂井委員が所用により退席されましたが、定足数の条件は満たしておりますので、そのまま会議を続行いたします。

お手元に答申案と報告書の配布がなされております。それでは、答申案につきまして、事務局で読み上げをお願いいたします。

( 事務局 )

読み上げます。

令和3年10月26日、新潟労働局長、岩瀬信也殿。

新潟地方最低賃金審議会、会長、永井雅人。

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和3年7月27日付「新労発基 0727 第2号」をもって諮問のあった表記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙。

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1、適用する地域、新潟県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業(電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く、以下同じ)、情報通信機械器具製造業または純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業または情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る)を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満または65歳以上の者。

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃または片づけの業務。

ロ、操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具もしくは電子

部品・デバイス部品の組み立てまたは加工業務。

八、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取りつけ、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰めまたは包装の業務。

二、運搬（動力によるものを除く）、用務員、賄いの業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金、1時間 936 円

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生日、法定どおり。

（部会長）

ありがとうございました。ただいま読み上げのありました内容で答申するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

「異議なし」と認めます。

それでは、この内容で答申いたします。

（基準部長）

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

ただいま答申をいただきまして、誠にありがとうございました。専門部会の委員の皆様方には、ご多忙のところ、真摯にかつ慎重にご審議をいただき、深く感謝申し上げる次第であります。今後は、この答申を受けまして、異議申出の公示などの諸手続きを経まして、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が決定されることとなります。新潟労働局といたしましては、改定される特定最低賃金の周知と遵守の徹底を図ってまいりたいと考えております。本日は誠にありがとうございました。

（部会長）

ありがとうございました。皆様のご協力により、本年度につきましても全会一致で結審をすることができました。部会長としても、皆様に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、こちらで用意している議事はすべて終了になりますが、皆さん、特にございませんか。

それでは、本日の会議は終了とします。最後に議事録の署名人を指名させていただきます。労働者代表委員としては梅野委員、使用者代表委員としては高橋委員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局に議事をお返しします。

（事務局）

これで令和3年度新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の審議はすべて終了いたしました。